

## 適時開示情報伝達システム ( T D n e t ) 利用料の徴収について

平成16年2月25日  
株式会社名古屋証券取引所

### ・見直しの趣旨

適時開示情報伝達システム(以下、T D n e t という。)は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するため、(株)東京証券取引所(以下、東証という。)が開発し、平成10年に稼働した適時開示情報の伝達システムであり、当取引所においても上場会社の利便に資するため、いわゆるワンストップ・ファイリング等の実現のために、平成11年10月1日の全国連携システム稼働の時点からその運営に携わってきた。

昨年4月には、T D n e t の処理能力や利便性を向上させるため、新システムへの全面的なリプレースが行われたところであり、その新システムの構築・運営に係る費用については、応益負担の考え方にに基づき、情報利用者である報道機関等に加え、全国の上場会社・店頭登録会社からも利用料を徴収することとしたところである。

このため、当取引所においても、上場会社各社より当該費用のうち実費相当分を利用料として負担していただくため、「上場手数料等に関する規則」について、所要の見直しを行うこととする。

### ・見直しの概要

項 目	内 容	備 考
1 . T D n e t 利用料の徴収	・上場会社は、当取引所が定める方法により、T D n e t 利用料を納入しなければならないものとする。 ・T D n e t 利用料(年額)は、1社当たり96,000円(税抜)とする。	東京証券取引所に重複して上場している会社を除く。 T D n e t 利用料の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。 T D n e t 利用料は、年間上場料と同時に請求する。
2 . その他	その他所要の見直しを行う。	

### ・見直しの時期

平成16年4月1日の施行を目途とし、同年8月末日納入分から適用する。

以 上